



そもそも「遺言書」の種類って!?

法律で認められている「遺言書」は、以下の2種類です。

表面でご紹介したのが、赤字の「法務局の保管制度利用あり」の部分。

それぞれメリット・デメリットがありますので、ご事情にあわせて検討しましょう。

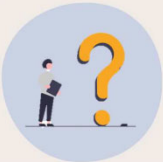
	自筆証書遺言(民法968条)		公正証書遺言
	法務局の保管制度利用なし	法務局の保管制度利用あり	
作成方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺言者本人(15歳以上)が遺言書の全文(財産目録を除く。)、日付及び氏名を自書さえできれば一人で作成することができる。</li> <li>証人は不要</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>公証人関与の下、2名以上の証人が立ち会って行う。</li> <li>公証人は、遺言能力や遺言の内容の有効性確認、遺言内容の助言等を行う。</li> <li>遺言者が病気等で公証役場に出向けない場合、公証人が出張して作成できる。</li> </ul>
保管方法	適宜の方法で保管	法務局で保管	公証役場で保管
費用	不要	保管申請手数料は1件3,900円	財産の価額に応じた手数料がかかる。
家庭裁判所の検認	必要	不要	不要
死亡後の通知制度	なし	あり	なし

法務省民事局「自筆証書遺言保管制度のご案内」(令和6年2月作成)より抜粋

## みやぎ税務会計事務所よりお知らせ

### M&A仲介会社から ダイレクトメールが届いていませんか?

昨今、事業承継問題の解決策の一つとして[M&A]が注目されています。需要の高まりを背景に、M&A仲介会社の数も急激に増加しているようです。なかには、「貴社との資本提携を検討している企業があります」といった内容のダイレクトメールを積極的に送っている仲介会社もあります。



「信用できる仲介会社か?」



「送付した意図は?」



「本当に相手先はいるのか?」

弊所では、専門家と連携しており、M&Aについての事前無料相談を承っております。DMへのご返信の前に、ぜひ一度ご相談ください!

M&Aで譲渡を検討される経営者様が重視することランキングTOP10

従業員の雇用継続

取引先との取引維持

社名の維持

会社の成長

創業者利益の確保

連帯保証・担保の解除

お問合せ先: みやぎ税務会計事務所  
さいたま市緑区東浦和1-16-7-101  
TEL: 048-799-3691 e-mail: info@miyagitax.jp



「M&A」は、近頃よく耳にするようになった方も多いのではないかと思います。私たちの事務所も、様々な業者さまよりお電話をいただくことが多くあります。M&Aは、「売りたい!」「買いたい!」という、一見単純なコトのようですが、会社は“モノ”とは違います。本気でお考えの方は、日頃財務面を拝見している私たちに、ぜひご相談ください!

### 事務所の近況

### イベント開催報告!

6月恒例!  
事務所一大イベント!  
(所長のお誕生日会)を  
開催しました!



洋菓子処 石屋さま (<https://yougashidokoro-ishiya.com/>)  
特注ケーキありがとうございました!

